

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2025年10月23日

東京海上・上場オルタナティブ・アセット・マネージャーズ戦略ファンド

愛称: オルタナゲート

追加型投信/内外/資産複合



① ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行います。

東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第361号

照会先

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク

0120-712-016

受付時間: 営業日の9時~17時

受託会社

ファンドの財産の保管・管理を行います。

野村信託銀行株式会社

みんなの文字®

商品分類			属性区分				
単位型 ・ 追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行う「東京海上・上場オルタナティブ・アセット・マネージャーズ戦略ファンド」の受益権の募集について、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月20日に関東財務局長に提出しており、2025年1月5日にその効力が生じています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産と分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

【委託会社の情報】 2025年7月末現在

委託会社名	東京海上アセットマネジメント株式会社
-------	--------------------

設立年月日	1985年12月9日
-------	------------

資本金	20億円
-----	------

運用する投資信託財産の 合計純資産総額	2兆9,332億円
------------------------	-----------



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1

日本を含む世界の取引所に上場されている、オルタナティブ投資を行う運用会社の株式および投資信託証券に投資を行います。

※投資信託証券には、インフラ投資信託証券、REIT(不動産投資信託証券)、未上場企業の株式等を主要投資対象とする投資信託証券を含みます。ファンドが投資する上場投資信託証券を「上場ファンド」ということがあります。

- ・時価総額等を勘案し、オルタナティブ投資事業を行い、オルタナティブ投資の市場拡大の恩恵を受けると判断する銘柄を抽出します。
- ・投資銘柄の選定およびポートフォリオの構築にあたっては、各銘柄の成長性や収益性、財務状況等のファンダメンタルズ分析に加え、バリュエーションおよび流動性等を勘案して行います。

株式や債券といった伝統的な資産や運用手法への投資に代わる、プライベート・エクイティ、プライベート・デット、不動産、インフラ等のオルタナティブ・アセットや運用手法への投資をオルタナティブ投資といいます。

オルタナティブ・アセットへの投資例

プライベート・エクイティ	主に未上場企業の株式等に投資し、投資先の企業価値の向上を働きかけることによってリターンを獲得することをめざします。
プライベート・デット	銀行以外の主体が非上場企業に貸し出しているローンに投資し、主に企業の負債に対する利子等の収入を得ることをめざします。
不動産	オフィス、商業施設、産業施設、集合住宅、ホテル等の商業用不動産に投資し、主に家賃収入を源泉とする収益や保有資産の値上がり益の獲得をめざします。
インフラ	公益事業(発電、送配電、通信、ガス、水道等)や交通運輸施設(有料道路、空港、港湾等)といった経済インフラ、また、学校、病院、官公庁施設といった社会インフラに投資します。インフラは生活や産業の基盤であるため、一般的には景気変動の影響を受けづらく、長期的に安定したリターンが期待されます。

※上記は、オルタナティブ・アセットへの投資の例を示したものであり、オルタナティブ・アセットへの投資の全てを示すものではありません。また、ファンドは、オルタナティブ・アセットに直接投資を行いません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等



ファンドの目的・特色

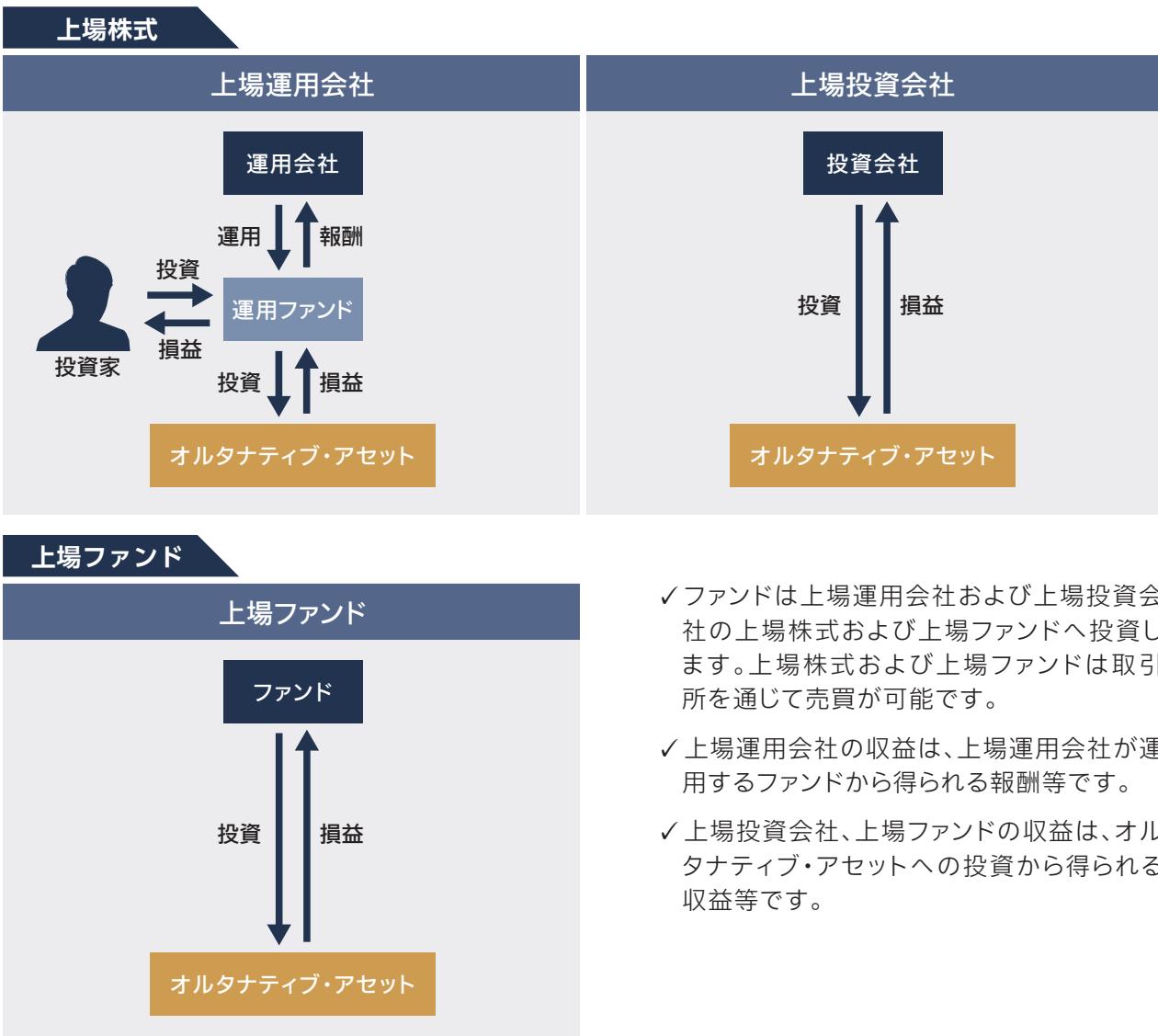
ファンドの投資対象について

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等



※上記は、上場運用会社、上場投資会社、上場ファンドの代表的な投資形態を示したイメージ図です。

※上記は、投資対象の投資形態・特徴の例を示したものであり、全てを表すものではありません。

※上場運用会社の収益は、上場運用会社が運用するファンドから得られる報酬等であり、その株価は、運用するファンドの投資成果(リターン)が直接反映されるものではありません。運用するファンドの投資成果(リターン)が良好であっても、運用残高が減少した場合には、運用会社の収益は減少し、その株価も下落する場合があります。

2

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

運用プロセス

世界の株式および投資信託証券

投資対象候補
(30~40銘柄程度)

ポートフォリオ
(15~40銘柄程度)

- オルタナティブ投資事業を行う上場運用会社、上場投資会社、上場ファンドの中から時価総額等を勘案し、投資対象候補銘柄を抽出

- 事業内容を分析し、今後のオルタナティブ投資の市場拡大の恩恵を受けると判断する銘柄を選定
- 事業の成長性および収益の安定性等のファンダメンタルズ分析を実施
- バリュエーション、流動性等を勘案し、投資銘柄を選定

- 組入銘柄の動向(ファンダメンタルズ、バリュエーション等)を踏まえ、投資比率を調整

※上記の運用プロセスは、本書作成日時点のものであり、予告なく変更となる場合があります。

次ページへ続く

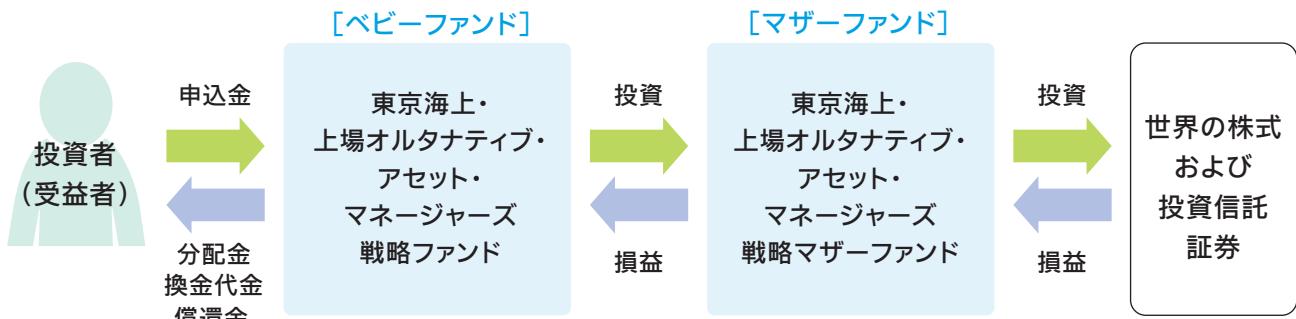
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ等	デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

◎年1回決算を行います。

- **12月5日**(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配												

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。
実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されていないものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

上場ファンドの価格は、保有資産の評価の下落、保有資産の市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入銘柄の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

ファンドが投資する株式および投資信託証券の発行体である上場運用会社、上場投資会社および上場ファンドは、未上場企業の株式等を対象に投資事業を行うものを含みます。未上場企業の株式等は取引所で売買されないため上場株式と比較して発行企業の情報が少なく、価格は発行企業の動向（上場、M&A等）の影響を受けます。また、流動性が低く、不利な価格での取引をせざるを得なくなる等、流動性リスクや各種リスクの影響が大きくなる可能性があります。これらの発行体が投資する未上場企業の株式等の価格が下落することにより、組入銘柄の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

上場運用会社、上場投資会社および上場ファンドの収益は、主にオルタナティブ投資事業から得られます。これらの発行体の収益は、オルタナティブ・アセットの市況、オルタナティブ投資事業に関する市場動向等の変動の影響を受けます。これらの発行体が投資する資産の価格が下落することにより、発行体の収益に影響を与え、組入銘柄の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

ファンドでは、比較的少数の銘柄への投資を行うため、より多くの銘柄への投資を行うファンドと比べて、1銘柄の株価変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いが大きくなる可能性があります。

価格変動リスク

特定のテーマへの集中投資リスク

為替変動リスク

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

ファンドは、オルタナティブ投資事業を行い、オルタナティブ投資の市場拡大の恩恵を受けると判断する銘柄に集中的に投資するため、幅広い業種・銘柄に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

次ページへ続く



投資リスク

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

信用リスク	組入有価証券の発行体の信用状況（経営や財務状況等）が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合があります。また、こうした状況に陥ると予想され、組入銘柄の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	インフラ投資信託証券およびREITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また、金利の上昇により発行体の債務返済負担が増加することがあります。金利の変動により、組入銘柄の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。 また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。 さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当を行なうことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
法制度等の変更リスク	インフラ投資信託証券およびREITに関する法制度（税制・建築規制等）の変更により、組入銘柄の価格が下落、配当金が減少した場合、基準価額が下落する要因となります。

① 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

次ページへ続く



投資リスク

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われるごとに、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

- 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



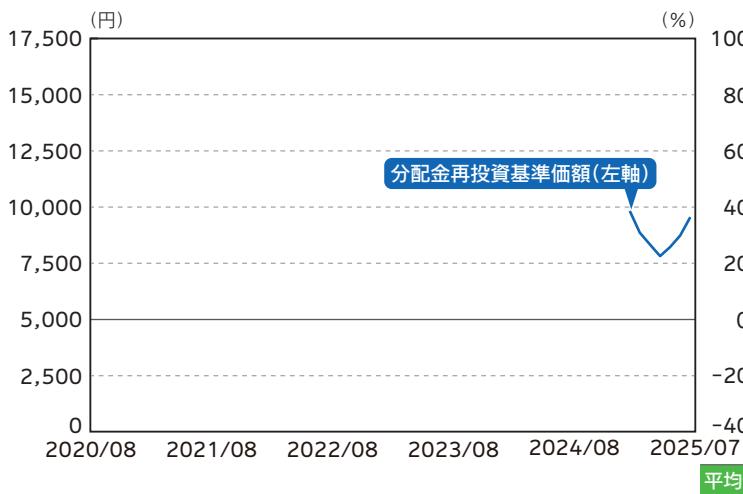
投資リスク

参考情報

2020年8月～2025年7月

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

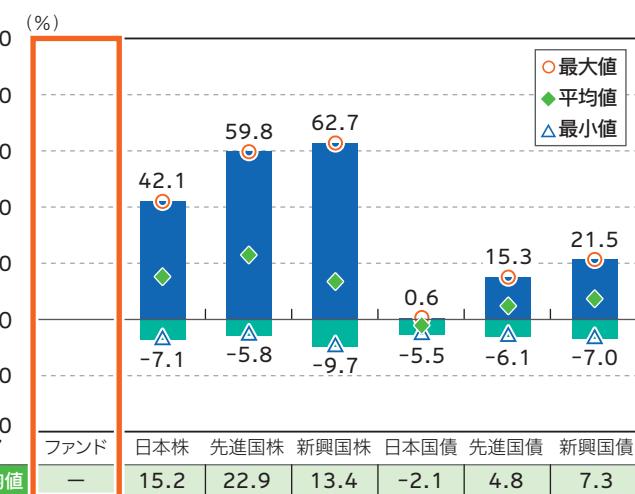


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドは設定1年未満であるため、年間騰落率を表示できません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは設定1年未満であるため、年間騰落率を表示できません。

代表的な資産クラスと指標名

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

先進国株 MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 NOMURA-BPI (国債)

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

指標について

●TOPIXの指標値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下、JPXといいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。



運用実績

基準日:2025年7月31日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2025年1月23日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)		
決算期	決算日	分配金
第1期	2025/12/05	
第2期	2026/12/07	
第3期	2027/12/06	
第4期	2028/12/05	
第5期	2029/12/05	
設定来累計		—

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

※投資形態は東京海上アセットマネジメントによる分類です。

資産構成

資産	比率
株式	97.2%
短期金融資産等	2.8%
合計	100.0%

※株式には投資信託証券(インフラ投資信託証券、REIT(不動産投資信託証券)、未上場企業の株式等を主要投資対象とする投資信託証券を含みます。)を含む場合があります。

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

投資形態別構成

投資形態	比率
上場運用会社	69.4%
上場投資会社	23.4%
上場ファンド	4.4%

組入上位5カ国

	国	比率
1	アメリカ	49.3%
2	イギリス	16.3%
3	カナダ	7.8%
4	スウェーデン	6.8%
5	スイス	5.8%

組入上位10銘柄

組入銘柄数: 21銘柄

	銘柄	国	投資形態	比率
1	BROOKFIELD CORP	カナダ	上場投資会社	7.8%
2	KKR & CO INC	アメリカ	上場運用会社	7.7%
3	BLACKSTONE INC	アメリカ	上場運用会社	7.6%
4	HAMILTON LANE INC-CLASS A	アメリカ	上場運用会社	7.3%
5	CARLYLE GROUP INC/THE	アメリカ	上場運用会社	7.3%
6	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	アメリカ	上場運用会社	7.2%
7	EQT AB	スウェーデン	上場運用会社	6.8%
8	TPG INC	アメリカ	上場運用会社	6.7%
9	3I GROUP PLC	イギリス	上場投資会社	6.7%
10	PARTNERS GROUP HOLDING AG	スイス	上場運用会社	5.8%

次ページへ続く

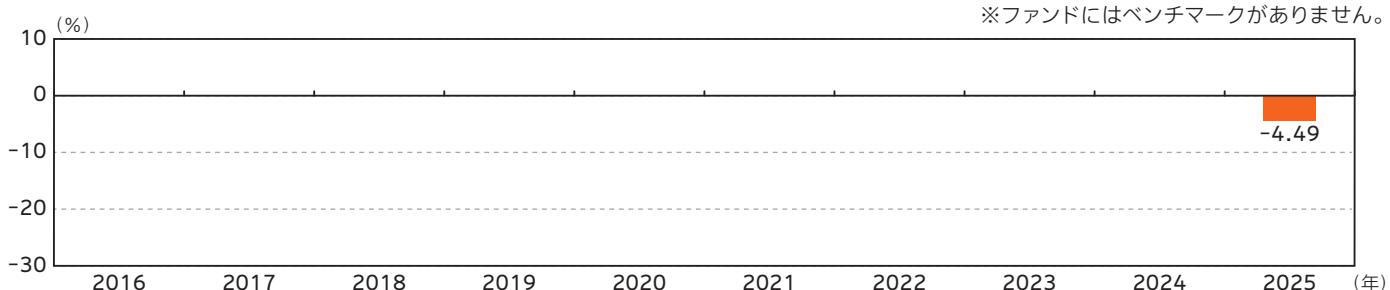
- 最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



運用実績

基準日:2025年7月31日

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークがありません。

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。

※当年は設定時と基準日の騰落率です。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
申込みについて	申込締切時間	原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入の申込期間	2025年1月23日から2026年3月5日まで ※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
	購入・換金申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



手続・手数料等

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等



その他

信託期間	2045年12月5日まで (2025年1月23日設定)
繰上償還	<p>以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	12月5日 (休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<p>年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。</p> <p>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。</p>
信託金の限度額	300億円
公告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.tokiomarineam.co.jp/) に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。</p> <p>公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。</p> <p>ファンドは、「NISA」の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p> <p>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>※上記は、2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。</p>

次ページへ続く



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入価額に対して以下の範囲内で販売会社が定める率をかけた額とします。

料率	役務の内容
<u>上限</u> <u>3.3% (税抜3%)</u>	商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、購入時にご負担いただくものです。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

信託報酬率	支払先	配分(税抜)	役務の内容
<u>年率0.9009% (税抜0.819%)</u>	委託会社	年率 0.45%	委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
	販売会社	年率 0.35%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率 0.019%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用

ファンドの純資産総額に年率0.011% (税込) をかけた額 (上限年99万円) を日々計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

- 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合にかかる費用
- 信託事務等にかかる諸費用

※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

※ファンドが実質的に投資する上場ファンドについては、市場の需給等により価格形成されるため、上場ファンドの費用は表示しておりません。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------------	-------------------------------

換金(解約)・償還時

所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
-----------------------	---

※少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間が到来していないため、該当事項はありません。